



青少年を SNS等利用や薬物乱用

の危険から守るために

Point1

SNS等の利用の危険性

Point2

安全な利用環境づくり

Point3

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

青少年を対象とした県の相談窓口

不登校・ひきこもり・ニート・フリーターなど
子ども・若者の悩み等に関すること

かごしま子ども・若者
総合相談センター

TEL：099-257-8230

時間：10:00～17:00

(月、年末年始を除く)

※保護者からの相談にも対応します。



非行問題・いじめ・犯罪被害等の子どもの悩みに
関すること

ヤングテレホン

(鹿児島県警察)

TEL：099-252-7867

時間：8:30～17:15

(土、日、祝、年末年始を除く)



かごしま教育ホットライン24

(鹿児島県教育委員会)

TEL：0120-0-78310

TEL：0120-783-574

時間：24時間



性犯罪・性暴力に関すること

性暴力被害者サポートネットワーク

かごしま (FLOWER)

(はやくワンストップ)

TEL：#8891

(はなはな)

TEL：099-239-8787

時間：24時間

(夜間(17:00～翌9:00)、日曜・祝日、年末年始は
国の夜間休日コールセンターが対応)



消費者トラブルに関すること

消費者ホットライン

TEL：188 (局番なし)

年末年始を除き、原則毎日
利用ができます。



保護者の皆様へ
子どもと一緒に
確認しましょう！



©鹿児島県ぐりぶー

その他
相談機関一覧



ふるさと

郷土に学び・育む青少年運動

毎月第3土曜日は

青少年育成の日 【地域ぐるみで青少年育成】

毎月第3日曜日は

家庭の日 【家族のふれあいの促進】

毎月19日は

育児の日 【家庭・地域・職場で子育て応援】

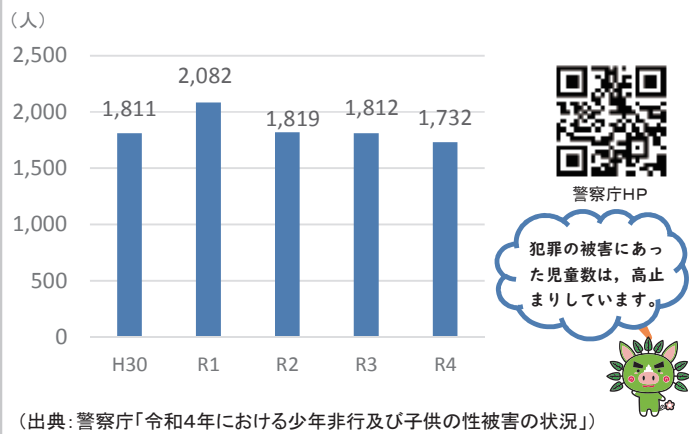
Point1 : SNS等の利用の危険性

子どもと一緒に確認!

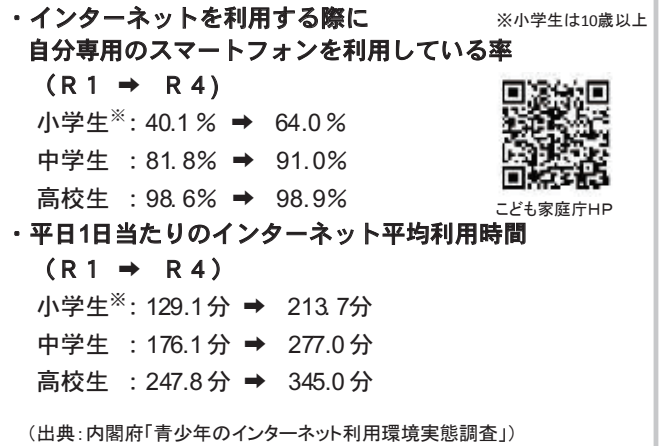
子どもたちには、SNS等の不適切な利用により、被害者にも加害者にもなる危険性があることを伝えましょう。

- インターネット利用の低年齢化・長時間化が進む中で、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめなど深刻な問題も生じています。
- SNSで犯罪の被害にあった児童数は、令和4年は、全国で1,732人となっています。

SNSで犯罪にあった児童数(全国)



低年齢化・長時間化(全国)



SNS等利用におけるトラブル事例

① 「高額バイト」が招く犯罪への加担

SNSの投稿を見ていたら「高額バイト」の情報が。お小遣い稼ぎのつもりで連絡したバイトが、詐欺グループの犯罪の手伝いをさせられることに...



- ※ 証拠が残らないようにメッセージが自動で消えるアプリがよく使われます。
- ※ 普段使わないアプリの使用を指示・誘導されたときは、必ず思いとどまりましょう。

② 自画撮り被害の危険

SNS等を通じて知り合った人を信用してしまい自分の秘密を打ち明けたところ、拡散されたくなければ、裸の写真を送るように脅迫されることに...



- ※ 一度ネット上に流出してしまった画像は取り返しがつきません。
- ※ 不用意に送った情報から身元が特定されることがあります。

③ SNS上の知人による誘い出し

SNS上で悩みを聞いてくれる相談相手と、やりとりするうちに会いに行くことに。出かけたきり家に帰ってこなくなり、家族が警察に相談することに...



- ※ 誘い出すために優しいメッセージで近付く人もいます。
- ※ 友人や家族、先生などに相談しづらい場合は、県内の相談窓口も使ってみましょう。

④ 誹謗中傷による慰謝料請求

SNS等で見つけた有名人の悪口を、軽い気持ちで再投稿し拡散させたら、相手から名誉を傷つけられたと慰謝料を求められることに...



- ※ 誰かを傷つける言葉や言い回しは、絶対に投稿や拡散してはいけません。
- ※ 匿名で投稿しても、誰か分かる仕組みがあります。

Point2：安全な利用環境づくり

子どもと一緒に確認!

違法・有害情報との接触による犯罪やトラブルから子どもを守るため、フィルタリング等の設定や各家庭でのルールづくりを行いましょう。

インターネットの有害サイトなどへのアクセスやアプリの利用制限

子どもの安全のために、フィルタリングなどにより保護者がインターネット利用環境を整えてあげましょう。フィルタリングは、年齢や目的に応じた設定が可能で、本体設定やアプリでも細かく設定できます。

フィルタリング 簡易設定

※違法・有害情報との不用意な接触を防ぐためのサービス

携帯電話事業者提供のフィルタリングサービスは学齢等に応じた推奨モードが設けられています。

モードを選択するだけで、対象年齢に沿ったある程度のインターネット安全利用環境が整います。

フィルタリングサービスの例

小学生	中学生	高校生	高校生+
ファミリーゲーム	ファミリーゲーム	ファミリーゲーム	ファミリーゲーム
一般ゲームなど	一般ゲームなど	一般ゲームなど	一般ゲームなど
懸賞など	懸賞など	懸賞など	懸賞など
SNSなど	SNSなど	SNSなど	SNSなど
出会いなど	出会いなど	出会いなど	出会いなど

※白欄が使用可能

カスタマイズ機能 細かな設定

利用状況に合わせて、アプリ（またはカテゴリ）の単位で閲覧や使用の可否を個別に設定することができます。

サービス A

サービス B

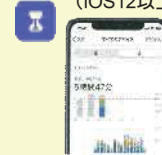
設定・調整ツール 長時間利用等の防止

各種設定や調整ツールによる利用時間設定で、スマホやアプリ等が利用できる時間（長さ）や時間帯を設定することができます。

その他にも、サービスやアプリによって様々な設定があります。目的に合わせて活用しましょう。

調整ツール

スクリーンタイム
(iOS12以上)



Digital Wellbeing
(Android10以上)



AndroidはGoogleLLCの商標



こんな使い方ができるよ!

- ・簡易設定で多くの制限をかけ、カスタマイズ機能で特定のSNSを利用可能に!
- ・簡易設定で少ない制限をかけ、設定・調整ツールで利用時間を管理!

鹿児島県青少年保護育成条例

保護者は、携帯電話の契約時にフィルタリングサービスやフィルタリング有効化措置を希望しない場合、正当な理由を記載した申出書を事業者に提出しなければなりません。

家庭内でのルールづくり

どんなルールが適切かは、発達段階、使い方、環境などにより異なります。家族で話し合っ、みんなが納得し、尊重できる家庭のルールをつくりましょう。

ルール作りのポイント

- ① 家族で話し合って決める
- ② ルールに沿ってやってみる
- ③ ルールを守れているか振り返る
- ④ 守れていなかったら改善する
- ①～④を繰り返す。家族の見守りが大切

家庭ルールの例

- 利用時間は、午後9時まで
- SNSでは、他人の悪口など、人の嫌がることを書き込まない
- 個人情報は書き込まない
- 自分の写真をアップしない
- 知らない人のメールに返信しない
- トラブルがあったらすぐに保護者に相談する

Point3：薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

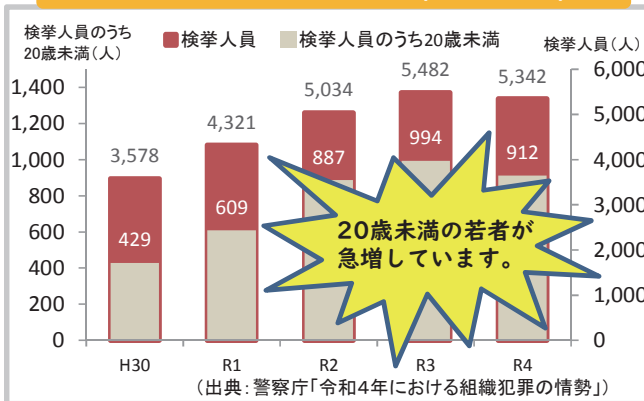
子どもと一緒に確認!

子どもたちの身近にあるスマートフォンやパソコンを使って、インターネットから危険な薬物が簡単に入手できてしまいます。

「うちの子には関係ない」と油断せず、十分に注意して見守りましょう。

ここ数年、大麻による検挙者が急増しています。なかでも、急増しているのが20歳未満の若者です。その原因の一つとして、インターネット等に氾濫している「大麻は身体への悪影響がない」などの間違った知識や情報に、若者たちが影響されていることが考えられます。

大麻事犯検挙人員の推移(20歳未満)



大麻を初めて使用した動機(20歳未満)

- ・好奇心・興味本位 60.5%
 - ・その場の雰囲気 21.5%
 - ・多幸感・陶酔効果を求めて 6.2%
 - ・クラブ・音楽イベント等の高揚感 3.8%
 - ・ストレス発散・現実逃避 2.8%
 - ・パーティー感覚 2.3%
 - ・その他 2.9%
- (出典:警察庁「令和4年における組織犯罪の情勢」)

大麻の有害性

特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きいことが判明しています!



知覚の変化

時間や空間の感覚がゆがむ

学習能力の低下

短期記憶が妨げられる

運動失調

瞬時の反応が遅れる

精神障害

統合失調症やうつ病を発症しやすくなる

IQ(知能指数)の低下

短期・長期記憶や情報処理速度が下がる

薬物依存

大麻への欲求が抑えられなくなる

「薬物乱用の危険」から子どもたちを守るために大切なこと・心がけること

子どもを薬物乱用の危険から守るためには、保護者が子どもの日々の様子を注意深く見守ることが大切です。

子どもが自分自身のことを大切に、悪い誘いを寄せ付けず、もし誘われても断る態度を身に付けさせましょう。

悪い誘いを寄せ付けない、誘われても断る態度を身に付けさせましょう!



危険な場所には近づかない、近づかせない! 危険を感じたら、すぐ逃げるように言い聞かせましょう!



子どもが自分自身を大切に、周囲の人や物も大切に思う心を育みましょう!



お知らせ 「青少年保護育成条例」が改正されます

令和6年
4月1日~

民法の一部改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるとともに、女性の婚姻年齢が16歳から18歳に引き上げられ、2年間の経過措置期間が終了すること等に伴う改正です。

《主な改正内容》

定義
《第4条第1号関係》

これまで

青少年 6歳から18歳に達するまでの者(婚姻した者を除く。)をいう。

改正後

青少年 6歳から18歳に達するまでの者をいう。